

○伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則

昭和 47 年 4 月 1 日
規則第 21 号

～（抜粋）～

（多量排出事業者となる廃棄物の排出の規模）

第4条 条例第11条の規則で定める規模は、1の事業所につき1月当たりの平均的な排出量が5トンであることとする。

（廃棄物減量計画の提出）

第5条 条例第11条前段の規定による廃棄物減量計画の提出は、毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）分について、事業所ごとに、廃棄物減量計画書（様式第6号の2）により、当該年度の5月31日までに行わなければならない。

2 条例第11条後段の規定による廃棄物減量計画の提出は、変更の事由が生じた後速やかに廃棄物減量計画書により行わなければならない。

（廃棄物管理責任者）

第6条 条例第12条の廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物減量計画の作成および実施に関すること。
 - (2) 事業所内における廃棄物の適正な分別および排出に関するこ。
- 2 条例第12条に規定する廃棄物管理責任者は、事業所内の廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。
- 3 条例第12条の規定による廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式第6号の3）により、選任後速やかに行わなければならない。

付 則（平成30年12月28日 規則第67号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。